

## Client Alert

30 March 2021

### 個人情報保護法施行令及び施行規則の改正令及び改正規則が公布：漏えいの報告義務や海外移転ルールの更なる詳細が明らかに

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
[daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com](mailto:daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com)



菅 礼子  
シニア・アソシエイト  
03 6271 6969  
[ayako.suga@bakermckenzie.com](mailto:ayako.suga@bakermckenzie.com)



高橋 彩  
アソシエイト  
03 6271 9522  
[aya.takahashi@bakermckenzie.com](mailto:aya.takahashi@bakermckenzie.com)

2021年3月24日、個人情報の保護に関する法律施行令の改正令（以下、「改正施行令」）及び施行規則の改正規則（以下、「改正施行規則」）が公布された。これは、2020年6月12日に公布された個人情報保護法の改正法（以下、「改正法」）の細則を定めるものである。

本改正施行令及び改正施行規則は、改正法において明確ではなかった個人データの漏えい時の報告義務の詳細や、個人データの海外移転に関するルールについてその内容を明確にしている。これらの改正施行令及び改正施行規則の成立に伴って、国内外の事業者は、特に、以下のような対応を行う必要がある。

- 報告が必要な漏えい等の事案が発生した場合の社内手続の整備
- 事業者が実施している安全管理措置の整理及び当該安全管理措置の情報を盛り込んだプライバシーポリシーの作成
- 個人データの海外移転を行っている場合又は今後行う予定がある場合には、移転先の国の個人情報保護制度の調査、移転先事業者が講じている安全管理措置の確認、移転先事業者のモニタリング方法の検討及び移転先事業者との契約の見直し

現在、ガイドラインの改正に向けた議論が行われているが、現時点で、改正案は公表されていない。

改正施行令及び改正施行規則の主要な内容は以下のとおりである。

#### 1. 個人の権利の強化

##### オプトアウトによる第三者提供時の届出内容の明確化

改正施行規則により、オプトアウトによる個人データの第三者提供のために、個人情報保護委員会に届け出ることが必要な事項として (i) 第三者に提供される個人データの更新の方法、及び、(ii) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日が追加されることが明確にされた。また、オプトアウトによる個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合の公表事項についても規定が追加された。

#### 2. 事業者のアカウントビリティ

##### 個人データの漏えい等の場合の報告義務の詳細



改正法は、個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい等が発生した場合に、個人情報保護委員会への報告（又は個人データの取扱いの委託を受けている場合は委託元への報告）及び本人への通知（以下、併せて「報告及び通知」）を義務付けている。改正施行規則により、当該報告及び通知義務の対象となる個人データの漏えい等の基準並びに報告及び通知事項の詳細が明らかにされた。

- **報告の対象となる個人データの漏えい等：**

改正施行規則は、報告及び通知の対象となる個人データの漏えい等の基準を以下のとおり明確化している。

- 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合
- 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合
- 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

- **報告・通知事項／報告・通知の期限及び方法：**

改正施行規則は、具体的な報告・通知事項並びに報告・通知の期限及び方法についても定めている。

個人情報保護委員会への報告は、二段階となっており、まず、漏えい等を知った後、速やかに、以下の事項のうちその時点で把握しているものを報告する必要がある。さらに、漏えい等を知った日から原則として30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等の場合には60日以内）に、以下の事項について確報を行う必要がある。

- 漏えい等の概要
- 漏えい等が発生し、又は発生したおそれのある個人データの項目
- 漏えい等が発生し、又は発生したおそれのある個人データに係る本人の数
- 漏えい等の原因
- 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 本人への対応の実施状況
- 公表の実施状況
- 再発防止措置



ix. その他参考となる事項

本人への通知については、具体的な期限は規定されていないが、当該漏えい等の状況に応じて速やかに、上記の事項のうち i、ii、iv、v 及び ix を通知する必要がある。

### 公表事項の追加

改正法においては、保有個人データに関する公表事項として個人情報取扱事業者の住所及び代表者の氏名を公表することが新たに義務付けられた。改正施行令は、これらに加えて、事業者が、個人データの安全管理のために講じた措置についても公表を行うことを義務付けている。

## 3. データの利活用に関する新たなルール

### 「仮名加工情報」に関する規定

改正施行規則において、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないよう加工した情報（「仮名加工情報」）について、当該仮名加工情報の作成方法に関する基準及び削除情報に関する安全管理措置の基準が示された。

### 「個人関連情報」の第三者提供の制限

改正法においては、個人に関する情報で「個人情報」、「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」のいずれにも該当しない情報（「個人関連情報」）について、提供先において「個人データ」にあたることが想定される場合は、提供元が、提供先に対し、第三者提供に関する本人の同意が得られていること等を確認することが義務付けられている。改正施行規則においては、当該確認の方法、記録の作成方法、記録事項、記録の保存期間等が具体的に定められた。

## 4. 個人データの国際移転

### 外国にある第三者への個人データの提供に関する制限の強化

- 本人の同意を根拠とする場合：

改正法は、本人の同意を根拠に個人データを外国にある第三者へ移転する場合、移転元となる個人情報取扱事業者に対し、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報を本人へ提供することを求めている。

改正施行規則は、本人への提供が必要な事項として、以下のとおり定めている。

- i. 移転先の外国の名称。同意の取得時点において、移転先の外国が特定できない場合には、以下の事項
  - a. 移転先の外国が特定できない旨及びその理由
  - b. 移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報



- ii. 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
  - iii. 移転先事業者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報。同意の取得時点において、これを特定できない場合には、特定できない旨及びその理由
- **移転先事業者において、個人データの継続的な適正な取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合：**

移転先事業者において、個人データの継続的な適正な取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合（例：適切なデータ移転契約の締結）、改正法は、移転元事業者に対し、移転先事業者による法を遵守した相当な措置の継続的な実施を確保するために必要な措置をとり、かつ本人の求めに応じて移転元事業者が実施している当該必要な措置に関する情報を本人に提供することを求めている。

改正施行規則においては、移転元事業者が実施すべき必要な措置として、以下のとおり定めている。

- i. 移転先事業者による相当な措置の実施状況及び当該実施に影響を及ぼすおそれのある移転先事業者の所在国の制度を定期的に確認すること
- ii. 移転先事業者による相当措置の実施に支障が生じた場合には、必要かつ適切な措置を講じ、当該相当な措置の継続的な実施の確保が困難になった場合は、移転先事業者への個人データの提供を停止すること

また、改正施行規則は、移転元事業者が、本人の求めに応じ、原則として本人に提供しなければならない情報についても、以下のとおり明らかにしている。

- i. 移転先事業者による個人データの継続的な適正な取扱いを担保するための体制の整備の方法
- ii. 移転先事業者が実施する相当措置の概要
- iii. 移転元事業者による定期的な確認の頻度及び方法
- iv. 移転先事業者の所在国
- v. 移転先事業者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度及びその概要
- vi. 相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- vii. 当該支障に対して移転元事業者が講ずる措置の内容



## 企業への影響

改正施行規則においては、個人データの漏えい等の場合、事業者は、当該漏えい等の発生を知った時から原則として30日以内に、個人情報保護委員会に対し、個人データの漏えい等の原因や再発防止策を含む報告を行う必要がある。このため、事業者は、漏えい等が発生した場合に迅速に対応が進められるよう、事前に、個人データの漏えい等への対応に関する社内の運用の構築、内規の作成又は見直し及び従業員への周知を行うことが望ましい。

また、改正施行令は、事業者が、個人データの安全管理のために講じた措置の公表を求めている。このため、事業者は、現在実施している安全管理措置の確認・整理を行うとともに、必要に応じてプライバシーポリシーのアップデートを行うべきである。

加えて、同意に基づいて個人データの国際移転を行う場合、事業者は、本人に対し、移転先の外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や、移転先事業者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供する必要がある。具体的にどの程度の情報を提供すべきかについては、ガイドライン等による説明を待つことになるが、事前に、社内で、移転先の外国や事業者について整理を行うとともに、外国の個人情報保護法制の調査や、移転先事業者との間での安全管理措置に関する契約内容の確認を行う必要がある。また、事前に移転先の国を確定できない場合には、移転先事業者とのデータ移転契約の締結等、別個の正当化事由に依拠することも検討に値する。

さらに、適切なデータ移転契約の締結に基づいて個人データの海外移転を行う場合には、移転先事業者に対する継続的なモニタリングや、状況によっては個人データの提供の停止を行うことが要求されるため、該当する事業者との契約内容を見直し、適宜改定を行う必要があることに留意すべきである。